

委員 長 報 告 書

さる 12 月 6 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 10 号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する
入所定員等に関する条例について

議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 11 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 10 号は全会一致で、議案第 26 号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 10 号は、地域主権改革一括法の関連として介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準等を定めるものである。

委員から、本市における指定地域密着型サービス事業の事業所数が現状のニーズに対応できているのか とのただしがあり、市内には 10 施設あり、189 人が登録し利用している。登録定員が満員になっていない事業所もあり、余裕があれば他市町村の住民の利用を受け入れている との答弁がありました。

議案第 26 号は、産業文化会館及び温水プールの指定管理者として、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定するものである。

委員から、同公社への指定管理の期間を前回の 3 年から 5 年に延長した理由について ただしがあり、指定期間を延ばすことにより、管理運営の安定化と経費の節減が図れることや、長期にわたる計画的な管理運営によりイベント等の大きな事業を実施しやすくなることなどを考慮した との答弁がありました。

同公社を公募によらず継続して指定管理者に指定する理由について ただしがあり、同公社は、本市の文化・スポーツの振興に大きな役割を果たす目的で市の出資により設立した公益的な法人であることや、平成 22 年度から指定管理者として適切に管理運営を行っており、十分な経験、能力、技術を有していることなどを考慮した結果、同公社が指定管理者として最適であると判断したためである との答弁がありました。

指定管理料が平成 22 年度からの 3 年間は年額 1,900 万円であったが、平成 25 年度は 2,100 万円となり、それ以降も少しずつ増加していくことについて ただしがあり、 指定管理料は過去の実績に基づき必要経費から使用料収入を差し引いて算出しているが、平成 22 年度は教育文化館、23 年度は市民会館の耐震工事のため両館の利用者が産業文化会館を利用していたことにより使用料収入増となっていたこと、平成 22 年に水泳の監視員を一人増員したため必要経費増となっていることなどの要因が考えられる。また、消費税が平成 26 年 4 月から 8 %、27 年 10 月から 10%へ増税される予定であることを考慮している との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社寄附行為では、理事長が監事を任命するとある。監事の職務は理事の業務執行を監査するものであるが、自身の任命者の監査は適正に行えない。また、役員任期は 2 年であるが再任の制限がなく、役員の在任期間が長くなり組織が硬直化すると考えられる。このような組織に、5 年間もの長期間、指定管理者として指定する判断は誤りであると考え、本議案に反対する との討論がありました。